

茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合
 310-0853
 水戸市平須町1-93
 tel 029-305-3075 Fax 029-305-3317
 e-mail iba-kou@mito.ne.jp

2015年度茨高教組中央委員会
 日時 11月29日(日) 10:00~16:00
 場所 ワークヒル土浦
 300-0027 茨城県土浦市木田余東台4丁目1-1
 TEL.029-826-2622

土浦支部学習会「主権者教育」

10月31日(土)に、亀城プラザを会場に土浦支部で「主権者教育」の学習会が開催されました。講師は茨高教組の岡野書記長。総務省・文科省作成の冊子「私たちが拓く日本の未来」をもとに、主権者教育をめぐって学校や生徒の現状に触れながら、議論を深めました。

これまでの学校教育では、主権者教育を学校教育を貫く基本原理として、教育目標に明確に位置づけて来ませんでした。日本では、大人も子どもも誰も主権者教育を受けて来なかったと言えます。「だから教えられない」ではなく、主権者教育を進める教師自身が主権者教育を豊かに学び直すというスタンスでとりくみを進める必要があります。組合では、引き続きこの問題で学習会に取り組んでいきます。

1. 総務省・文科省作成「私たちが拓く日本の未来」

①生徒版冊子は104ページで、解説編「有権者になること」「選挙の実際」「政治の仕組み」「年代別投票率と政策」「憲法改正国民

投票」、実践編「学習活動を通じて考えたいこと」「話し合い、討論の手法(ディベートなど)」「模擬選挙」「模擬請願」「模擬議会」、参考編「投票と選挙運動についてのQ&A」「学校における

政治的中立の確保」「参考ウェブサイト一覧」の三部構成になっている。小選挙区選挙と比例代表選挙の投票方法、議員になるための供託金制度、請願方法などについても記述がある。

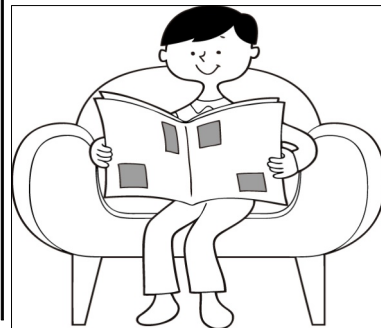
教師版「活用のための指導資料」は96ページで、「副教材の解説と指導事例」、「指導上の政治的中立の確保などに関する留意点」に分かれていて、「留意点」は24ページで全体の4分の1を占める。

②生徒版冊子では、「主権者」ではなく「有権者」という言葉が使われている。しかし、教師版では「主権者」という言葉を使っているので、学校では「主権者教育」という言葉を積極的に使うべきだ。

③生徒版でも教師版でも、18歳の生徒だけの問題ではなく小中高にかかわる問題であり、発達段階に応じた「主権者教育」の重要性を

強調している。また、社会科(公民・政経)だけの問題ではなく、全ての教科でおこなうべきとしている。また授業だけでなく、HRや生徒会などの教科外活動のとりくみが重要だとしている。今後学校現場では、実践編を積極的に取り上げて広げていく必要がある。

④生徒版冊子では、政治史や政治思想に関する記述、戦争と平和をめぐる政治の役割についての記述が欠落している。日本国憲法の三大原則と原則が生まれた歴史的背景などについての学習を通して、主権者教育の意義についての学習を進める必要がある。また、選挙



権が明治憲法下でどうだったか、70年前日本国憲法で女性に参政権が実現したこと等に触れて、18歳に選挙権が拡大された歴史的意義や他国の選挙権の現状などの学習を進める必要がある。

⑤2015年10月29日の文科省通知「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」では、「学校が政治的中立性を確保しつつ、現実の具体的な政治的事象も取扱い、生徒が有権者として自らの判断で権利を行使することができるよう、より一層具体的かつ実践的な指導をおこなうこと」と記述している。

「通知」では具体的な政治的事象についての種々の見解、異なる意見や対立する意見を理解し、討論することの重要性を強調しているが、各学校で具体的現実的な政

18歳選挙権では、投票日の翌日までに18歳の誕生日を迎えた高校生が投票ができます。

治課題を積極的に取り上げていく必要がある。こうした課題をリアルタイムに取り上げていくことで生徒の興味関心も高まるし、生徒自身の意見表明の機会を作ることで学習もより深まる。

⑥選挙運動は政治運動の一部であり、選挙運動も政治運動も18歳になればできる。「私たちが拓く日本の未来」では記述している。10月29日の文科省通知では、「1969年の通知」は廃止され、高校生が放課後や休日に校外でおこなう政治活動や選挙運動を容認し、校外でのデモや集会の参加が認められることになった。通知では、生徒が「自らの判断で権利を行使できるよう」実践的指導を学校側に求める一方、政治的中立を妨げる活動の禁止や制限を盛り込んだ。

しかし、日本国憲法で保障された国民の政治運動（選挙運動）の権利を、文科省が年齢や場所で制限することはできないことであり、この点は今後争点となる。

⑦生徒版冊子では、選挙における投票行動だけでなく、「請願」など国民としての行政に対する意見表明も参政権であるとして、「請願」の仕組みややり方等を実践的に学ぶ意義を

強調している。参政権については、「投票」「請願」「陳情」の他に署名やデモなどがあることを教えていく必要がある。

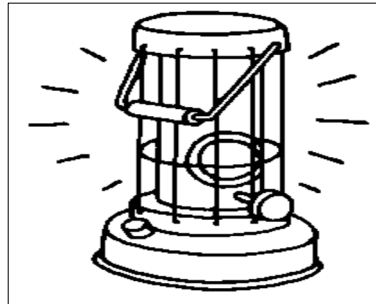
⑧教師版では、24ページを使って「指導上の政治的中立の確保に関する留意点」が取り上げられている。生徒に「18歳以上の高校生は政治運動ができることを教えよ」と説明しながら教師は政治運動が制限されているという言い方では、教師の自己規制や形骸化が進む危険性が高い。

2. 主権者教育を実践する上での留意点

①「私たちが拓く日本の未来」を全否定するのではなく、選挙や政治の仕組みなど主権者教育にかかわる授業やHR・生徒会実践を積極的に実践する必要がある。冊子の内容は教師自身も知らないことが多い。

②「私たちが拓く日本の未来」だけではなく、HRや生徒会活動の実践等これまでの教育実践を掘り起こしながら、実践を深める必要がある。

③HRや生徒会などの活動を通して自分たちの学校生活の改善を目的に要求集約・実現の経験を学校の中で意識的に作り出していく必要がある。



生徒自身の活動の中で要求が実現したという経験がないと主権者教育の意義が生徒に伝わらない。教師の下請け機関のような生徒会のあり方を、学校では主権者教育の観点から組織的に見直していく必要がある。

④歴史や法学、憲法、経済学など社会科学の学習を通して、立憲主義や民主主義、国民主権、人権、平和主義等の学習を推進する。こうした学習を通して、市民としての自覚を高めることが欠かせない。

⑤教科の学習でも教科外の学習でも、生徒が自由にものが言えて学びあうことができる学級や授業づくり、学校づくりが主権者教育のカギとなる。

3. 政治的中立性

①「私たちが拓く日本の未来」でも、教育基本法14条の「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない」「法律に

定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない」を基本としている。

教師に対して、「先生は〇〇党を支持しているので君たちも〇〇党に投票してくれ」とか「××党はとんでもない政党で私は大嫌いだ。選挙で惨敗させよう」などと言うことを否定しているだけである。

②「私たちが拓く日本の未来」では、模擬投票を重視している。模擬投票は架空の選挙でも実際の選挙にあわせたものとしてもよいとしているが、実際の選挙にあわせて模擬選挙を実施した場合は、投票結果を実際の投票日前に公表してはいけないとしている。模擬投票の結果が人気投票になることを避けるためである。

実際の選挙にあわせて、授業の中で選挙公報を読み合わせたりできる。また、政治家が個人で作った政策ビラなどを学校で印刷しなければ、授業で使うことはできる。

③教師が次の選挙では誰に投票すると言ったり生徒に誰に投票するのかなどと尋ねることは政治的中立性から言っても問題だと考えられるが、政治的争点や政策に対して教師が個

人的見解を授業の中で「個人的見解だが」という前置きを付けて表明することは問題がない。自己規制こそが一番の問題だ。

④6月に山口県の柳井高校で、班学習で安保法制についての意見を発表・評価しあう現代社会の授業があったが、生徒に配布した新聞資料が2紙（朝日と日経）だったことに対して県議会で自民党県議が「政治的中立性に疑問を感じる」と指摘し、教育長が謝罪することになった。また、最近、北海道高教組が組合員向けに「アベ政治を許さない」というクリアファイルを職場で配布したところ、北海道教育委員会がクリアファイルを誰が配布したのかなどの調査を始めて問題になっている。

政治的中立性は教育の独自性を歪める危険性を持っている。諸外国では、社会をどのように変えていくか、そのために教師や学校は何ができるかという観点で政治的中立性が論じられている場合が多い。しかし、文科省の主張する政治的中立性は教師の自主的判断や発言を規制して、教師の自己責任を迫及するものになっていて、学校や教師の実践の創意工夫を促すものになっていない。